

<医師記入用>

登園許可書

保育園 園長 様

組

入所児童氏名

病名 「 」

年 月 日から症状も回復し、集団生活に支障がない状態になったので
登園可能と判断します。

年 月 日

医療機関

医師名

印またはサイン

保育園は、乳幼児が集団で長時間生活を共にする場です。感染症の集団発症や流行をできるだけ防ぎすべての子どもが快適に生活できるように、下記感染症の感染時においては、本許可書の提出をお願いいたします。

感染力のある期間を考慮するとともに、子どもの健康状態が回復し、集団での保育園生活が可能な状態になってからの登園であるようご配慮ください。

* 医師が記入した登園許可書が必要な感染症

感染症名	感染しやすい期間	登園の基準
麻疹(はしか)	発症1日前から発疹出現後の4日後まで	解熱後3日を経過してから
インフルエンザ	症状がある期間(発症前24時間から発病後3日程度までが最も感染力が強い)	発症した後5日を経過し、かつ解熱した後2日を経過するまで。(乳幼児にあっては、3日を経過するまで)
風疹	発疹出現の前7日から後7日間くらい。	発疹が消失してから
水痘(みずぼうそう)	発疹出現の1～2日前から痂皮形成まで。	すべての発疹が痂皮化してから
帯状疱疹(ヘルペス)	水疱を形成している間	すべての発疹が痂皮化してから
流行性耳下腺炎(おたふくかぜ)	発症3日前から耳下腺腫脹後4日。	耳下腺、顎下腺、舌下腺の腫脹が発現してから5日を経過するまで、かつ全身状態が良好になるまで。
結核		医師により感染の恐れがないと認めるまで。
咽頭結膜熱(プール熱)	発熱、充血等症状出現した数日間。	主な症状が消え、2日経過してから。
流行性角結膜炎(はやり目)	充血、目やに等症状が出現した数日間	感染力が非常に強いいため、結膜炎の症状が消失してから。
百日咳	抗菌薬を服用しない場合、咳出現後3週間を経過するまで。	特有の咳が消失するまで。又は5日間の適正な抗菌性物質製剤による治療を終了するまで。
腸管出血性大腸菌感染症 O-157、O-26、O-111等		症状が治まり、かつ、抗菌薬による治療が終了し、48時間をあけて連続2回の検便によって、いずれも菌陰性が確認されたもの。
ウイルス性胃腸炎(感染性胃腸炎) ノロ、ロタ、アデノウイルス等	症状がある間と、症状消失後1週間(量は減少していくが、数週間ウイルスを排泄している)ので注意が必要)	嘔吐・下痢等の症状が治まり、普段の食事がとれること。
急性出血性結膜炎	ウイルスが呼吸器から1～2週間、便から数週間～数ヶ月排出される。	医師により感染の恐れがないと認めるまで。
髄膜炎菌性髄膜炎		医師により感染の恐れがないと認めるまで。

<保護者用>

登園の際には、下記の登園届の提出をお願いいたします。
(なお、登園のめやすは、お子さんの全身状態が良好であることが基準となります。)

登 園 届 (保 護 者 記 入)	
保育園 園長 様	
_____ 組	_____ 入所児童氏名
病名 「 _____ 」 と診断され、	
年 月 日 医療機関「 _____ 」において	
症状が回復し、集団生活に支障がない状態と判断されましたので、登園いたします。	
_____ 保護者名	_____ 印またはサイン

保育園は、乳幼児が集団で長時間生活を共にする場です。感染症の集団発症や流行をできるだけ防ぎすべての子どもが快適に生活できるように、下記感染症の感染時においては、本登園届の提出をお願いいたします。

本登園届につきましては、登園のめやすを参考に、かかりつけの医師の診断に従い、子どもの健康状態が回復し、集団での生活が可能な状態になってからの登園であるようにご配慮ください。

なお、医師による登園許可が必要な感染症の場合は、本登園届ではなく、別紙登園許可書をお使いください。

* 医師の診断を受け、保護者が記入する登園届が望ましい感染症

感染症名	感染しやすい期間	登園のめやす
溶連菌感染症	適切な抗菌薬治療を開始する前と開始後1日間	抗菌剤内服後24～48時間経過していること。
マイコプラズマ肺炎	適切な抗菌薬治療を開始する前と開始後数日間	発熱や激しい咳が治まっていること。
手足口病	手足や口腔内に水疱・潰瘍が発症した数日間	発熱や口腔内の水疱・潰瘍の影響がなく、普段の食事がとれること。
伝染性紅斑(リンゴ病)	発疹出現前の1週間	全身状態が良いこと。
ヘルパンギーナ	急性期の数日間(便の中に1か月程度ウイルスを排泄しているので注意が必要)	発熱や口腔内の水疱・潰瘍の影響がなく、普段の食事がとれること。
RSウイルス感染症	呼吸器症状のある間	呼吸器症状が消失し、全身状態が良いこと。
突発性発疹		解熱し機嫌が良く、全身状態が良いこと。